

商工会かわら版

NO 50 号 令和元年 10 月

●美郷町商工会 TEL:75-0805・FAX:75-1326
大和支所 TEL:82-2132・FAX:82-2953
商工会のホームページ <http://misato.shoko-shimane.or.jp/>

★10月より島根県の最低賃金は 時間額 790 円です

最低賃金は、都道府県ごとに決められており、毎年改定されています。

最低賃金は年齢に関係なく、パートやアルバイトなどを含む全ての労働者に適用されます。

最低賃金未滿の労働契約は無効となりますので、ご注意ください

★10.11.12月は 商工貯蓄共済加入推進月間です

商工貯蓄共済とは、「貯蓄」「融資」「保障」の3つの特色を組み合わせた商工会会員のための共済制度です。

- 掛金 1口 2,000円 (最大15口) 期間 10年
- 死亡保険金 1口につき 100万円 (※年齢によって保険額は減額されます)
- 満期がうれしい
⇒30歳の女性の方が1口加入された場合は213,600円が積立金となります(年保険料等 1,440円、月保険料 120円)
中途解約しても積立金部分は返還いたします。ぜひ商工会の商工貯蓄共済をご検討ください。

★働き方改革推進支援セミナー

働き方改革に関するセミナーが下記のとおり開催されます。(参加無料)内容は●同一労働同一賃金●働き方改革●時間外労働上限規制●労働関係助成金等の活用 などについてです。

セミナーへ参加を希望の方は、10月の定期巡回時に配布いたします申込書にてお申込みいただくか、美郷町商工会 (TEL:0855-75-0805) まで参加の旨をご連絡ください。

【日時】11月6日(水) 10:00~12:00

【場所】川本町商工会 会議室

★美郷町地域商工業等支援事業補助金の活用について(再)

上記の補助金は美郷町商工業の振興と地域経済の活性化を目的とした町単独の補助金です! 随時受付をしておりますので、下記の内容をご参照の上是非ご利用ください!

- 補助金上限額: 100万円 (一般枠) または 200万円 (空き家店舗活用枠)
- 補助率: 補助対象経費の 1/2 (ただし、汎用性のあるものは対象外)
- 補助対象経費: 改修建築費・建物取得費、備品購入費、家賃1年分 (空き家店舗活用枠のみ)
- 対象業種: 製造業・卸売業・小売業・飲食業・旅館サービス業など

※なお、申請の際には事業計画書・収支計画書(5年間)が必要です。計画作成の際には、美郷町商工会にぜひご相談ください。 ☎:0855-75-0805 (担当者:麻布、陶山)

★島根県の経済動向 (R元.10/4)

島根県の経済は、一部に弱い動きがみられるものの、持ち直しの動きが続いている。生産活動はこのところ弱い動きがみられる。雇用情勢は改善の動きが続いている。個人消費は緩やかに持ち直している。投資動向は持ち直しの動きが続いている。(R元年7月分)

生産活動	雇用情勢	個人消費	投資動向	企業倒産	金融情勢	物価
弱い動き	改善の動き	緩やかに持ち直し	持ち直しの動き	倒産件数 4件	貸出金対前年 2.4%増	対前年 0.5%増